

Tax

Issue P353 – 2022 年 5 月 19 日

日本語翻訳版

Tax Analysis

深センにおける関連者間貨物輸入 の移転価格に対する税関・税務局 合同管理体制の試験導入

2022 年 5 月 18 日、中華人民共和国深セン税関（以下、「深セン税関」）と国家税務総局深セン市税務局（以下、「深セン税務局」）は共同で「関連者間貨物輸入にかかる移転価格合同管理の関連事項についての通達」（以下、「通達」）を公布した。国内初の移転価格分野における税関・税務局による合同管理体制構築の試みとして、現行の税関事前教示制度と移転価格事前確認制度の運用を通じて、将来における関連者間貨物輸入にかかる税関上と税務上の移転価格リスクを効果的に管理する手段を納税者に提供することで、税法適用の確実性と予測可能性の向上を図ることが目標として掲げられた。

関連者間輸入取引は、税関と税務局の両方にとって、移転価格調査の重点的な対象となっている。しかし、理論的枠組みや参照法令の違いにより、税関と税務局は移転価格調査において、往々として異なる関心点や立場を持っている。税関は「貨物の輸入価格が適正値を下回ること起因して、輸入段階で課される諸税が減少するリスク」に関心を持つのに対して、税務局は「貨物の輸入価格が適正値を上回ること起因して、輸入元である国内企業の企業所得税の課税所得の減少、ひいては税源侵食につながるリスク」に関心を持つ。この立場の対立が、税関と税務局の両方から認められる移転価格アレンジの構築を難しくしており、複数の行政機関による合同管理体制の未整備の中、多くの納税者にとって、関連者間貨物輸入にかかる税関上と税務上の移転価格リスクを如何に効果的に管理するかは、実務上の課題となっている。全国政治協商会議委員・デロイト中国副 CEO の蔣穎は今年の「两会」（全国人民代表大会及び中国人民政治協商会議）で、移転価格分野における税関・税務局合同管理体制の構築、及び条件の整った地区での試験導入を提案した。深センでの試験導入は、深センにおける地域本部経済の発展とパイロット模範区の建設、予測可能性を持つ安定なビジネス環境の構築、及びグレーターベイエリア（広東・香港・マカオ大湾区）の発展に寄与すると同時に、全国範囲での導入に向けての経験蓄積のためでもある。

通達の概要

Authors:

Customs and Global Trade Services

Janet Zhang

Partner

Tel: +86 20 2831 1212

Email: jazhang@deloitte.com.cn**Shelly Ma**

Director

Tel: +86 755 3353 8751

Email: shelma@deloitte.com.cn

Transfer Pricing Services

Edison Zuo

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn**Martin Que**

Partner

Tel: + 86 755 3353 8139

Email: mque@deloitte.com.cn**Shelley Mo**

Senior Manager

Tel: +86 755 3637 6814

Email: smo@deloitte.com.cn

通達で言う「関連者間貨物輸入にかかる移転価格合同管理」とは、企業における関連者間貨物輸入価格に対して、深セン税関と深セン税務局が共同で評価を行い、企業と「関連者間貨物輸入移転価格の合同管理覚書」を締結し、納税者のコンプライアンスコストを低減し、法遵守の確実性と管理効率を向上させることを指す。

具体的な手続きとして、適格企業が深セン税関と深セン税務局に関連の申請を提出し、申請が受理された後、深セン税関と深セン税務局は将来一定期間における企業の関連者間貨物輸入取引の移転価格アレンジに対して共同で評価を行い、企業と「関連者間貨物輸入移転価格の合同管理覚書」を締結する。その後、対象期間において、深セン税関と深セン税務局は覚書の実施について、共同で管理を行う。

税関・税務局による合同管理体制のルール設計は、現行の税関事前教示制度と移転価格事前確認制度を踏まえて行われている。そのため、税関上と税務上の確実性を保証すると同時に、手続きの複雑さ（従来、企業は税関と税務局にそれぞれ事前教示申請と事前確認申請を提出する必要があった）や税関と税務局の評価基準の差異（企業の移転価格アレンジに対して、税関と税務局はそれぞれ独自に評価を行ってきた）に起因する一連の問題を解消している。通達は 2022 年 5 月 18 日より施行される。

申請と受理

適格企業は、関連者間貨物輸入にかかる移転価格合同管理に関する書面申請を深セン税関と深セン税務局の両方に提出し、深セン税関の下級税関（企業所在地の所轄税関）の総合業務課、及び深セン税務局第四税務分局の総合業務課が共同で受理手続きを行う。深セン税関と深セン税務局は申請を受け取った後、10 日以内に「企業が受理要件を充足しているか」について、共同で結論を出さなければならない。

通達の適用対象となる企業は、税関事前教示制度と企業所得税事前確認制度の受理要件（具体的には、下表を参照のこと）を同時に充足する必要がある。

事前教示	事前確認
<ul style="list-style-type: none"> 申請企業は輸出入活動に関わっており、且つ深セン税関の所轄区域において登録された対外貿易経営企業であること。 原則として、申請対象である貨物輸入取引の発生から 3ヶ月前に申請すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請企業の所轄税務機関が深セン税務局であること。 深セン税務局が申請企業に「税務事項通知書」（企業の事前確認協議締結の意向を受け取った旨が記載された通知書）を送り届けた日の所属する納税年度を除く直近 3 年間の「申請対象である関連者間貨物輸入取引の年間取引金額」がいずれも 4,000 万元以上であること。 関連者間取引申告と移転価格同期資料管理に関する申請企業のコンプライアンス状況が良好であり、税務機関に事前確認協議締結の意向を拒否されるような状況は起こっていないこと。

申請企業は、「関連者間貨物輸入にかかる移転価格合同管理申請表」を提出するほか、税関事前教示と企業所得税事前確認に関する法規を遵守し、資料を提出する必要がある。（具体的には、下表を参照のこと。事前確認は、ユニラテラル APA（一国事前確認）を例として挙げた）

事前教示	事前確認（ユニラテラル APA）
<ul style="list-style-type: none"> 「税関事前教示申請書（関税評価）」 買い手と売り手の間に特殊な関係が存在するか否か、当該特殊な関係が 	<ul style="list-style-type: none"> 「事前確認予備会談申請書」 企業の関連者間取引や移転価格アレンジの状況の説明に用いられる資料。例えば、移転価格同期資料、企業年

For more information, please contact:

Tax & Business Advisory Transfer Pricing Services National Leader

Lian Tang He
Partner
Tel: +86 10 8520 7666
Email: lhe@deloitte.com.cn

Northern China

Sophie Wei
Partner
Tel: +86 10 8520 7622
Email: swei@deloitte.com.cn

Eastern China

Jerry Wang
Partner
Tel: +86 512 6289 1308
Email: jerrywang@deloitte.com.cn

Southern China

Edison Zuo
Partner
Tel: +86 20 2831 1309
Email: ezuo@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Email: ftang@deloitte.com.cn

輸入貨物の成約価格に影響を及ぼすか否かの説明に用いられる資料。例えば、監査報告書、価格決定ポリシー、移転価格同期資料など。

度関連者間取引報告表、監査報告書など。

Indirect Tax Services
National Leader
Lily Li
Partner
Tel: +86 21 6141 1099
Email: lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader

Shu Tian
Partner
Tel: +86 10 8534 2338
Email: shutian@deloitte.com.cn

Customs and Global Trade Services **National Leader/Northern China**

Yi Zhou
Partner
Tel: +86 10 8520 7512
Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Liqun Gao
Partner
Tel: +86 21 6141 1053
Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang
Partner
Tel: +86 20 2831 1212
Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Email: ftang@deloitte.com.cn

評価と協議

- 深セン税関と深セン税務局は、申請を受理した日から 15 日以内に合同評価を開始し、関連者間貨物輸入の価格決定ポリシー及び計算方法について、企業と協議を行う必要がある。
- 深セン税関と深セン税務局が協議を経て合意に達した後、合意内容に基づき算出される貨物輸入価格（「合同管理価格」）について、企業と合同管理三者間覚書を締結する。それに伴い、深セン税関は企業に事前確認回答書を発行し、深セン税務局は企業と事前確認協議書を締結する。深セン税関と深セン税務局が協議を経て合意に達せなかった場合、合同管理手続きを終了し、当該旨を書面にて申請企業に通知する。

実施とモニタリング

価格調整：合同管理覚書の対象期間において、申請企業の各年度の財務指標は、三者間で合意した適正値レンジの中央値に準拠して管理される。企業の財務指標が当該中央値を下回るか上回る場合、企業は中央値に基づき価格調整を行い、且つ速やかに深セン税関と深セン税務局へ通知する必要がある。

年度報告：企業は、合同管理覚書の対象期間において、各年度の終了後 6 ヶ月以内に、深セン税関と深セン税務局に移転価格合同管理実施状況報告書（紙版及び電子版）を提出する必要がある。且つ各年度における企業の経営状況と合同管理覚書の実施状況を報告書に記載する必要がある。

改訂と終止：下記の事項が発生した場合、深セン税関と深セン税務局は規定に基づき、協議を経て、合同管理覚書の改訂又は終止を行う。

- 企業が関連の約定を遵守しなかった場合。
- 実質的な状況変化により、合同管理覚書の適用を継続できない場合（注）。
- 企業が合同管理覚書の改訂又は終止を申請した場合。

（注） 通達の添付 1（「合同管理覚書」テンプレート）に、覚書において合意に達した価格決定ポリシー及び計算方法に適用される重要な仮定が記載されている¹。対象期間において、それらの重要な仮定に変化が生じた場合、申請企業は、変化が生じた日から 30 日以内に、当該事項を書面にて深セン税関と深セン税務局に報告する必要がある。深セン税関と深セン税務局は、関連の規定に基づき協議を行った上で、覚書の改訂又は終止を行う。

失効と後進

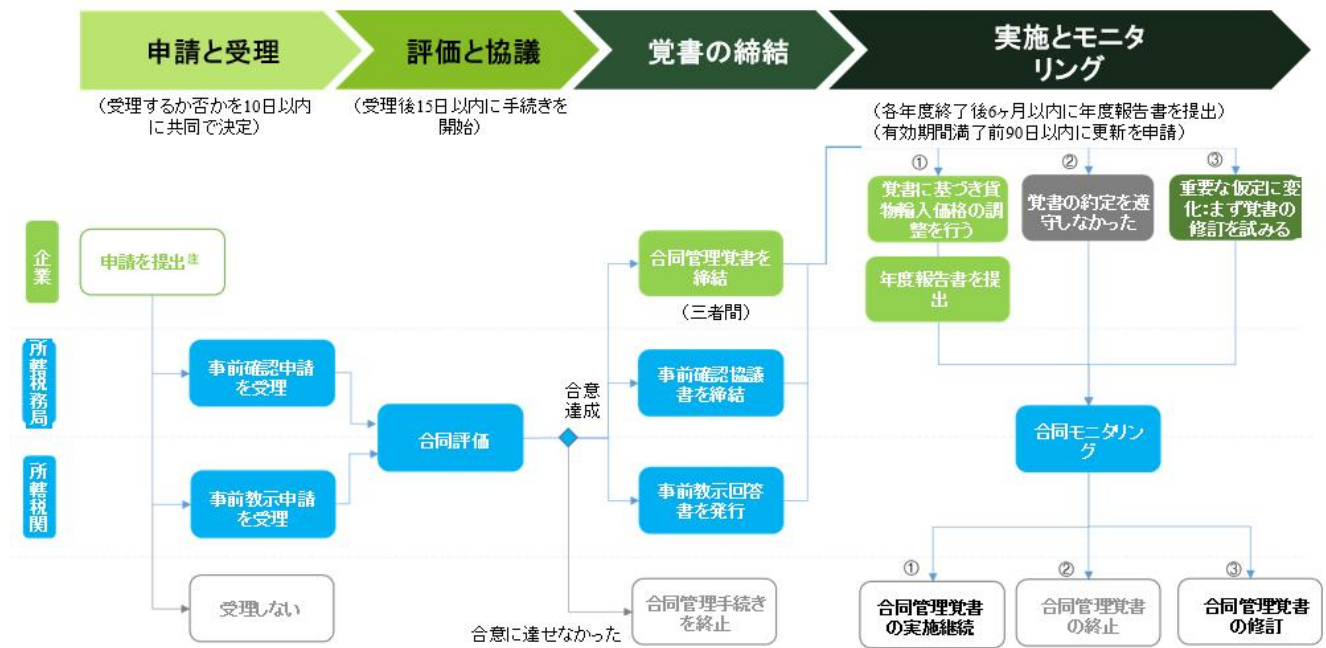
¹ 重要な仮定は下記を含む。1. 申請企業の経営構造、経営活動の内容・範囲・規模に重大な変化がないこと。2. 申請企業の経営モデル、経済的状況、事業活動、担う機能、負うリスク、使用する資産、及び輸入貨物の主要製品構成、貿易モデルに重大な変化がないこと。3. 申請企業の財務会計方法と分類に重大な変化がないこと。4. 中国大陸の会計・税務・税関・外貨管理などの政策規定及び経済環境の変化が覚書の実施に重大な影響を与えていないこと。5. 対象期間において、申請企業の責に帰すべき重大なサービス品質問題が発生していないこと。6. 対象期間において、申請企業の責に帰すべき重大な法的トラブル又は訴訟が発生していないこと。7. 対象期間において、申請企業の経営に影響を与える不可抗力事件が発生していないこと。

合同管理覚書における関連者間貨物輸入の合同管理価格は、3 暦年間有効とし、期間満了後自動的に失効する。企業は、有効期間満了前 90 日以内に更新を申請できる。実施中の合同管理覚書は、更新の根拠にはならず、申請企業は規定に従い、改めて合同管理申請を提出する必要がある。

合同管理申請の主要手続きのフローチャート図は下記の通りである。

考察とコメント

通達により、税関の事前教示制度と税務機関の事前確認制度を踏まえた上で、関連者間貨物輸入にかかる移転価格合同管理体制が構築され、申請プロセスと関連手続きが定められた。留意点として、合同管理体制は現行の事前教示制度と事前確認制度に関する



- 注:
- 税関と税務局の両方に「関連者間貨物輸入にかかる移転価格合同管理申請表」を提出する。
 - 深セン税務局第四税務分局総合業務課に「事前確認予備会談申請書」を提出する。
 - 企業所在地の所轄税関の総合業務課に「税関事前教示申請書(関税評価)」を提出する。

規定を踏襲しているが、両者は申請対象取引の範囲、及び関連アレンジの有効期間などに一定の差異が存在する。例えば：

申請対象取引の範囲： 税関事前教示は、輸入及び通関申告がまだ実際に発生していない貨物輸入が申請対象となる。申請企業は原則として、貨物輸入取引の3ヶ月前までに申請する必要がある。特殊な状況下で、且つ申請企業に正当な理由があることを前提として、貨物輸入取引前3ヶ月以内の申請が認められる。一方、税務機関と締結する事前確認協議の場合、税務機関は将来年度における企業の関連者間取引の価格決定ポリシー及び計算方法を評価する際、申請対象である関連者間取引が申請企業の企業所得税の課税標準に与える影響により高い関心を持つ。

効力の範囲： 事前教示回答書は全国範囲で有効であり、有効期間は3年間である。申請企業が事前教示回答書の有効期間内に、事前教示回答書の記載内容と同様の貨物を輸入する場合、事前教示回答書通りの申告が認められるが、事前教示回答書の発行前に輸出入した貨物に対する遡及適用は認められない。事前確認協議書におけるアレンジは、所轄税務機関が企業に「税務事項通知書」(企業の事前確認協議締結の意向を受け取った旨が記載された通知書)を送り届けた日の所属する納税年度から起算して3~5年における申請対象関連者間取引に適用される。申請対象関連者間取引と同様又は類似の関連者間取引が企業の過年度に存在する場合、企業による申請を経て、事前確認協議書に定められた価格決定ポリシーと計算方法は、当該過年度の関連者間取引の評価と調整にも遡及適用される(最大10年間の遡及適用)。通達により深センで試験導入される合同管理体制の運用上、事前教示制度と事前確認制度の関連規定を踏まえた上で、合同管理覚書に記載される関連者間貨物輸入の「合同管理価格」の有効期間は3年間に設定された。ただし、事前教示制度における「同様の貨物を輸入する場合の事前教示回答書の適用可能性」、及び事前確認制度における「遡及適用の要件」などの細則については、追って明確化が待たれる。

優先的受理：税関の現行規定により、税関は、税関高級認証企業の事前教示申請を優先的に受理する。事前確認について、税務機関は、「関連者間取引申告と移転価格同期資料管理に関するコンプライアンス状況が良好であり、納税信用等级が A 級であること」などの要件を充足する企業による事前確認申請を優先的に受理する。

上述した差異について、合同管理体制の試験導入の過程で、関連細則の公布、及び税関規定と税務局規定の差異に対処するための政策調整が期待される。

対応アドバイス

通達は、深センの企業に移転価格リスクを効果的に管理する手段を提供しており、企業はその活用を通じて、関連者間貨物輸入にかかる税関上と税務上の移転価格問題をより良く解決することで、コンプライアンスコストを低減を図ることができる。関連の企業は、自身の経営状況を踏まえた上で、関連者間貨物輸入の合同管理体制の運用を積極的に検討することで、通関処理と税務処理の確実性を向上させることができる。私どもの実務経験から、下記の対応を取ることが推奨される。

積極的に合同管理体制による影響を評価し、速やかに対応行動を取ること：関連の企業は、グループの移転価格ポリシーを踏まえた上で、関連者間貨物輸入取引の価格決定ポリシーを整理し、合同管理体制の適用可能性を評価し、関連のメリットとデメリットを分析する。適格の深セン企業は、如何にこの有利な政策をフル活用すべきかについて積極的に模索し、今後の行動計画を立てる。将来において、合同管理体制は、条件の整ったその他の地域での試験導入も考えられるため、その他の地域に所在する企業も、関連のニーズがあれば、早急に関連作業を進め、現地の税関と税務局に積極的にコミュニケーションを取ることが推奨される。

合同管理体制の申請要件を把握し、十分に備えること：合同管理の適用を申請する意向のある企業は、事前教示制度と事前確認制度の関連規定を踏まえた上で、申請に関する戦略を策定し、予め必要書類を作成する必要がある。合同管理体制の運用上、税関上と税務上のバランスを取ることが重要であり、企業は手続きを進める過程で、税関と税務局の両方と有効なコミュニケーションを保ちつつ、必要に応じて外部の専門家にサポートを要請することで、合同管理申請及び覚書の実施をスムーズに進めることが推奨される。

政策の動向に留意しつつ、長期計画を立てること：当通達は、国内初の移転価格分野における税関・税務局合同管理体制構築の試みである。合同管理体制における二国間事前確認協議（BAPA）と多国間事前確認協議（BAPA）の適用可能性など、追って明確化が待たれるが、国際貿易の発展に伴い、移転価格分野における税関・税務局の業務連携の深化は、既に揺るぎない長期的動向となっている。企業は、積極的に合同管理に関する政策の動向に留意しつつ、BAPA・BAPA などの移転価格アレンジと合同管理体制の融合に向けて準備作業を進めることで、政策をフル活用することが推奨される。

結論

国際税制改革が進行する中、税源浸食と利益移転（BEPS）の 15 のアクションプランから最新の「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための 2 つの柱からなる解決策」の公布からも分かるように、移転価格分野における税務機関と税関の連携は、既に揺るぎない長期的動向となっている。国際社会はこれについて高い関心を示しており、世界税関機構（WCO）は経済協力開発機構（OECD）と共同で「関税評価及び移転価格に関するガイド」などの文書を公表することで、関税評価における移転価格同期資料の運用可能性について検討すると共に、新しい国際税制下で如何に税務機関と税関による租税回避防止の連携を強化するかについてヒントを提示した。移転価格分野における合同管理体制の構築と強化は、国際的動向に順応するものであると同時に、市場主体の満足度向上、及び安定・公平・透明・予測可能なビジネス環境と発展に寄与するものである。深セン税関と深セン税務局による関連者間貨物輸入の移転価格合同管理体制の試験導入は、既存制度の深掘り、及び初の試みであり、企業はその運用を積極的に検討することが推奨される。私どもは引き続き、当該合同管理体制の実務に留意しつつ、考察をご提供させて頂く。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li
Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Northern China
Xiao Li Huang
Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
Email: xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China
Maria Liang
Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Southern China
Jennifer Zhang
Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China
Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
Email: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre
Email: ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China
Julie Zhang
Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China
Kevin Zhu
Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Western China
Tony Zhang
Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Chinese Mainland)
German Cheung
Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0115
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)
Doris Chik
Director
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2543 4647
Email: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区
北京
浦野 卓矢
Partner
Tel : +86 10 8512 5524
Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区
上海
板谷 圭一
Partner
Tel : +86 21 6141 1368
Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区
上海
中野 隆正
Senior Manager
Tel : +86 21 3313 8800
Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区
廣州
左 迪
Partner
Tel : +86 20 2831 1309
Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュートマツリミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数指します。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 345,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、私どもはいかなる (明示的或いは暗示的な) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。